

# 兵庫県公報

平成21年5月12日 火曜日 第2080号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 被爆者一般疾病医療機関の指定（疾病対策室）	1
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	3
○ 町営土地改良事業の施行同意（同）	3
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 道路の区域の変更、供用開始等（同）	4
○ 自動車専用道路の指定（同）	5
<b>公 告</b>	
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（都市計画課）	5
<b>公安委員会告示</b>	
○ 警備員指導教育責任者講習の実施	5

## 告 示

### 兵庫県告示第576号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第19条第1項の規定により、被爆者一般疾病医療機関として次のものを指定した。

平成21年5月12日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	開 設 者	所 在 地	指 定 年 月 日
東歯科診療所	東 哲一郎	神戸市東灘区御影石町2-17-9	平成21年3月1日
松本眼科	松本 和郎	同 市同 区御影2-2-5	同 月10日
阪神調剤薬局 みかげ南店	株式会社 阪神調剤薬局 代表取締役 岩崎 壽毅	同 市同 区御影本町4-9-17	平成21年4月1日
御影ゆーあい薬局	株式会社 ユーアイファーマシー 代表取締役 内海 直彦	同 市同 区御影山手1-4-9 クリニック イムブルK1F	平成20年5月1日
ろっこう医療生活協同組合 訪問看護ステーション あんず	ろっこう医療生活協同組合 理事長 村上 正治	同 市灘区水道筋6-7-11	平成21年4月1日
医療法人社団 王子会 王子会 神戸循環器クリニック	医療法人社団 王子会 理事長 鄒 美千代	同 市中央区楠町6-11-5	同 年3月1日
阪神調剤薬局 元町店	株式会社 阪神調剤薬局 代表取締役 岩崎 壽毅	同 市同 区元町通1-9-5	同 年4月1日
たむら整形外科クリニック	田村 和哉	同 市兵庫区浜中町1-7-5-105	同
ほのか薬局	林 妙子	同 市同 区駅前通1-3-22 リエトコート兵庫1F	同

フェニックス診療所	医療法人社団 一功会 理事長 平井 昭博	同 市西区岩岡町岩岡654-156	平成21年3月1日
ピープル薬局学園都市	有限会社 ピープルファーマシー 代表取締役 奥小路 裕規	同 市同区学園西町1-1-2	同 年4月1日
医療法人社団 網島会 厚生病院	医療法人社団 網島会 理事長 網島 武彦	姫路市御立西4-1-25	平成20年4月1日
ナカ薬局 香寺店	株式会社 ナカ薬局 代表取締役 奥見 進	同 市香寺町中仁野301-1	平成21年4月1日
和幸堂薬局	上田 淳也	同 市辻井6-10-5 福本ビル1F	同 年3月1日
くろだ歯科医院	黒田 郁夫	尼崎市稲葉元町2-18-12 マツモトビル1F	同 年4月1日
むこ薬局	有限会社 エーゼットカンパニー 代表取締役 伊藤 寛	同 市武庫之荘2-5-5	同 年1月1日
明石市立夜間休日心急診療所	明石市長 北口 寛人	明石市大久保町八木743-33	同 年4月1日
北町グリーン歯科	歯科医師 安部 方康	同 市西明石北町1-3-20 エルコーポ88 1F	同 年2月1日
あじさい薬局	株式会社 メイ 代表取締役 赤澤 真理子	同 市魚住町長坂寺988-1	同 月27日
たけはしクリニック	竹橋 勝茂	西宮市門戸荘15-1 トト・モンド	平成21年4月1日
堀内歯科医院	堀内 道郎	同 市用海町4-40	同 年3月11日
アルパ薬局 甲子園店	株式会社 アルパ 代表取締役 横田 裕昭	同 市甲子園六番町18-16 エレガンス甲子園1F	同 年4月1日
上ヶ原フレンド薬局	株式会社 フロンティア 代表取締役 大西 且祐	同 市上ヶ原九番町2-17	同 年3月1日
ニシイチ薬局 甲東園店	株式会社 ニシイチドラッグ 代表取締役 西本 誠	同 市上大市3-5-3 エルドラド甲東園1F	同
阪神調剤薬局 豊岡店	株式会社 阪神調剤薬局 代表取締役 岩崎 壽毅	豊岡市戸牧1107-11	平成21年4月1日
ふなこし歯科医院	船越 伸也	加古川市加古川町木村313-1	同 年3月1日
ふじ薬局さこし店	株式会社 フジファーマシー 代表取締役 藤本 匡志	赤穂市浜市196-6	同 年4月1日
モリスドラッグストア アイモール高砂薬局	モリスリテール株式会社 代表取締役 森本 幸吉	高砂市米田町島32	同 年3月1日
めぐみ 小野 訪問看護 ステーション	株式会社 めぐみ 小野 訪 問看護ステーション 代表取締役 北山 臣子	小野市王子町566	同 年4月1日
伊田眼科クリニック	伊田 宜史	三田市武庫が丘7-7-4	同 年2月14日
おおや歯科医院	大矢 哲史	同 市大川瀬字水ヶ下1307-45	同 年3月1日
株式会社 ベストファーマシー あおぞら薬局	株式会社 ベストファーマシー 代表取締役 井本 秀平	丹波市氷上町谷村939	同
株式会社 ベストファーマシー あおぞら薬局 青垣店	同 上	同 市青垣町沢野113-2	平成21年4月1日
医療法人社団 吉田クリ ニック	医療法人社団 吉田クリ ニック 理事長 吉田 浩	神崎郡福崎町福田294-5	同 年3月1日
山本歯科医院	山本 真	同 郡同 町福崎新243-1	同 月11日



**兵庫県告示第577号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成21年 5 月 12 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**1 大山川沿岸土地改良区**

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	中 澤 岩 繼	篠山市町ノ田310番地

**2 奥野村土地改良区**

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
監 事	野 村 誠 吾	丹波市春日町野村729番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
監 事	青 木 悟	丹波市春日町野村867番地



**兵庫県告示第578号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において読み替えて準用する同法第10条第1項の規定により、次の町に係る土地改良事業の施行に同意した。

この同意について不服がある場合には、この同意があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この同意の取消しの訴えを提起することができる。

平成21年 5 月 12 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

町の名称	事業名	地区名	同意年月日
神河町	田園整備事業（農業用排水施設整備）	神河の里地区	平成21年 4 月 22 日



**兵庫県告示第579号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成21年 5 月 13 日から供用を開始する。

その関係図面は、平成21年 5 月 12 日から2週間、但馬県民局豊岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年 5 月 12 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 豊岡瀬戸線	豊岡市小田井町360番1から 同 市宮島字船町248番まで	旧	5.0から 16.0まで	667.0	
		新	5.0から 16.0まで 7.0から 15.0まで	667.0 693.0	



**兵庫県告示第580号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成21年5月14日から供用を開始する。

その関係図面は、平成21年5月12日から2週間、但馬県民局新温泉土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成21年5月12日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 1 7 8 号	美方郡香美町香住区森字姫路山281番1から	旧	11.0から 78.0まで	287.0	
	同 郡同 町香住区香住字姫路山1054番2まで	新	26.0から 231.0まで	523.0	



**兵庫県告示第581号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成21年5月12日から供用を開始する。

その関係図面は、平成21年5月12日から2週間、丹波県民局丹波土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成21年5月12日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 青 垣 柏 原 線	丹波市氷上町市辺字萱原49番1から	旧	13.0から 17.0まで	256.0	
	同 市氷上町横田字保田41番まで	新	14.0から 32.0まで	256.0	



**兵庫県告示第582号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成21年5月12日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成21年5月12日から2週間、丹波県民局丹波土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成21年5月12日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考

国道 1 7 6 号	丹波市柏原町上小倉字北金ヶ山1187番1から 篠山市追入字町浦坪356番1まで	旧	8.0から 119.0まで 19.0から 115.0まで	2,140.0 1,672.0
		新	19.0から 89.0まで	1,672.0



**兵庫県告示第583号**

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の2第2項の規定により、自動車専用道路を次のとおり指定する。  
その関係図書は、平成21年5月12日から2週間、兵庫県県土整備部土木局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年5月12日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 路線名  
一般国道178号
- 2 指定する道路の部分  
美方郡香美町香住区香住字三舟270番10から  
同 郡同 町香住区香住字稲荷1054番2まで
- 3 指定する日  
平成21年5月14日

公 告

**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成21年5月12日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
揖保郡太子町馬場字長畔320番2の一部、320番3、320番5の一部、321番3の一部、332番の一部、333番の一部、335番2、335番3の一部、335番4の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
姫路市青山北二丁目33番12号  
株式会社中筋鉄建 代表取締役 中 筋 富美男
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成20年10月28日  
兵庫県指令西播（建）第1-13号（20太子）

公 安 委 員 会 告 示

**兵庫県公安委員会告示第134号**

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第6条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）について、規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

平成21年5月12日

兵庫県公安委員会

委員長 小倉修悟

- 1 新規取得講習及び追加取得講習に係る警備業務の区分等
  - (1) 警備業務の区分  
法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「施設警備業務」という。）
  - (2) 実施日
    - ア 新規取得講習  
平成21年6月15日（月）から同月23日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の7日間
    - イ 追加取得講習  
平成21年6月18日（木）から同月23日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の4日間
  - (3) 実施場所  
神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階教育センター
  - (4) 修了考査の実施  
新規取得講習、追加取得講習ともに、6月23日（火）に修了考査（新規取得講習は40問100分、追加取得講習は14問35分）を実施する。
- 2 受講定員  
新規取得講習及び追加取得講習の受講者の合計で80人とする。
- 3 受講対象者  
受講対象者は、講習の区分ごとに、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 新規取得講習  
受講申込日において、次のいずれかに該当する者
    - ア 最近5年間に施設警備業務に従事した期間が通算して3年以上ある者
    - イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（施設警備業務に係るものに限る。）の合格証明書の交付を受けている者
    - ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（施設警備業務に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上施設警備業務に従事しているもの
    - エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（施設警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）の合格証（以下「旧合格証」という。）の交付を受けている者
    - オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（施設警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に係る旧合格証の交付を受けている警備員で、当該旧合格証の交付を受けた後、継続して1年以上施設警備業務に従事しているもの
  - (2) 追加取得講習  
法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（施設警備業務に係るものを除く。以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者（警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）による改正前の警備業法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証を有する者を除く。）で、次のいずれかに該当するもの
    - ア 最近5年間に施設警備業務に従事した期間が通算して3年以上ある者
    - イ 検定規則第4条に規定する1級の検定（施設警備業務に係るものに限る。）の合格証明書の交付を受けている者
    - ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（施設警備業務に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上施設警備業務に従事しているもの
    - エ 旧1級検定に係る旧合格証の交付を受けているもの
    - オ 旧2級検定に係る旧合格証の交付を受けている警備員で、当該旧合格証の交付を受けた後、継続して1年以上施設警備業務に従事しているもの
- 4 受付期間  
新規取得講習及び追加取得講習ともに平成21年5月18日（月）から同月29日（金）までの間（土曜日及び日曜日を除く午前9時から午後5時まで）

## 5 申込先

兵庫県内の各警察署の生活安全課（生活安全第一課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）

## 6 申込時の提出書類

## (1) 新規取得講習を受講しようとする者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通

イ 次に掲げるいずれかの書面

(7) 前記3の(1)のアに該当する者については、施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(4) 前記3の(1)のイに該当する者については、1級の検定に係る合格証明書の写し

(7) 前記3の(1)のウに該当する者については、2級の検定に係る合格証明書の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(4) 前記3の(1)のエに該当する者については、旧1級検定に係る旧合格証の写し

(7) 前記3の(1)のオに該当する者については、旧2級検定に係る旧合格証の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

## (2) 追加取得講習を受講しようとする者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通

イ 指導教育責任者資格者証等の写し

ウ 次に掲げるいずれかの書面

(7) 前記3の(2)のアに該当する者については、施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(4) 前記3の(2)のイに該当する者については、1級の検定に係る合格証明書の写し

(7) 前記3の(2)のウに該当する者については、2級の検定に係る合格証明書の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(4) 前記3の(2)のエに該当する者については、旧1級検定に係る旧合格証の写し

(7) 前記3の(2)のオに該当する者については、旧2級検定に係る旧合格証の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

## 7 受講手数料

新規取得講習は47,000円、追加取得講習は23,000円相当額の兵庫県収入証紙を講習初日に納付するものとする。

## 8 受講日の携行品

筆記用具、印鑑及び参考書（警備業法令集等）

## 9 その他

(1) 受講者の確定は先着順とし、申込人員に達した時点で申込みを締め切る。

(2) 申込みは、受講しようとする本人が行うものとする。

(3) 郵送による申込みは、受け付けない。

(4) 受講者は、自己の本籍及び氏名は住民票等により確認し、受講申込書の記載に誤りがないようにすること。

(5) 申込日に、警備業務経験通算年月について確認を行う。

(6) 警備員指導教育責任者講習受講申込書については、兵庫県内の各警察署の生活安全課及び社団法人兵庫県警備業協会において配布する。

## 10 講習委託先

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階  
社団法人兵庫県警備業協会

## 11 問い合わせ先

(1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課

(2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話 (078) 341-7441 内線 3046

(3) 社団法人兵庫県警備業協会

電話 (078) 252-0166